

第6回社会保障審議会 少子化対策特別部会	資料1-1
平成20年4月9日	

次世代育成支援に関する サービス・給付の現状(2) (現金給付ほか)

《説明資料》

目 次

《現金給付》

- 1 児童手当 【P1】
- 2 出産育児一時金 【P2】
- 3 出産手当金 【P3】
- 4 育児休業給付 【P4】

《前回委員よりお求めのあった資料》

- 幼稚園 【P5】

次世代育成支援に関する現金給付

1 児童手当

※便宜上、都道府県は「県」と、市町村は「市」と標記

(1) 納付の概要

① 納付内容

小学校修了前の児童を養育する者に対して、以下の手当を支給するもの。

《0～3歳未満》 1人につき10000円／月

《3歳～小学校修了前》 第1子・第2子：1人につき5000円／月、 第3子以降：1人につき10000円／月

※所得制限あり(サラリーマンの片働き夫婦+子ども2人の4人世帯の場合860万円未満(収入ベース))

② 納付状況

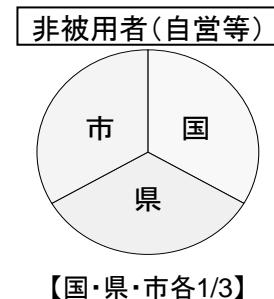
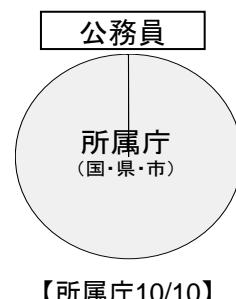
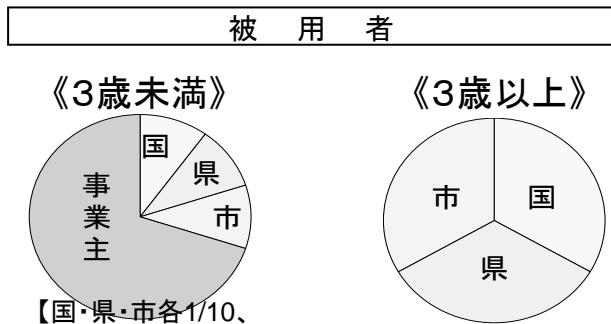
支給対象児童数：約1,300万人(平成20年度予算ベース) ※支給対象年齢児童の約90%をカバー

(2) 納付の仕組み(手続)

- 住所地の市町村の認定に基づき、当該市町村が支給。(※公務員は、所属庁の認定に基づき、当該所属庁が支給)

(3) 費用負担の概要

① 費用負担割合



※特例給付は事業主10/10

給付額

約1兆300億円 (平成20年度予算ベース)

2 出産育児一時金

(1) 紹介の概要

① 紹介内容

健康保険等の被用者保険の被保険者又はその被扶養者、国民健康保険の被保険者が出産した場合に、出産費用の負担の軽減を図るため、医療保険者から1児につき35万円(※)を支給するもの。

※国民健康保険においては、条例で定めるところによる(およそ35万円)。

② 紹介状況

約110万件(平成16年度実績)

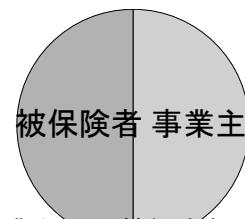
(2) 紹介の仕組み(手続)

- 被保険者が、医療保険者に紹介を申請(①被保険者本人が受領する方式、②医療機関が本人に代わって受領し、出産費用と相殺する方式(受取代理)を選択。)。

(3) 費用負担の概要

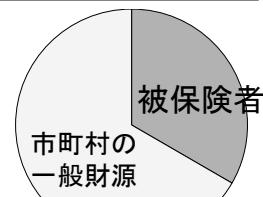
① 費用負担割合

被用者保険



【事業主1/2、被保険者1/2】

国民健康保険



【被保険者1/3、市町村の一般財源2/3】

※組合管掌健康保険においては、
事業主の負担割合を増加することが可能。

② 紹介額

約3500億円(平成16年度実績)

3 出産手当金

(1) 納付の概要

① 納付内容

健康保険等の被用者保険の被保険者が、出産のため会社を休み、事業主から報酬を受けられない場合に、産前6週間～産後8週間の範囲内で会社を休んだ期間、標準報酬日額の3分の2に相当する額を医療保険者から支給するもの。

② 納付状況

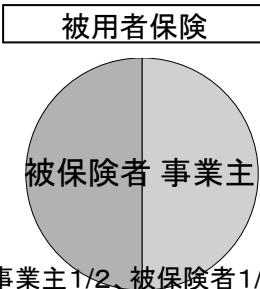
約20万件(平成16年度実績)

(2) 納付の仕組み(手続)

- 被保険者が、医療保険者に納付を申請。

(3) 費用負担の概要

① 費用負担割合



※ 組合管掌健康保険においては、
事業主の負担割合を増加することが可能。
※ 政府管掌健康保険においては、給付費の13%を国庫補助。

② 納付額

約900億円(平成16年度実績)

4 育児休業給付

(1) 紹介の概要

① 紹介内容

雇用保険の被保険者が育児休業を取得した場合に、休業開始前賃金の50%(※)を支給するもの。

※30%相当額を休業期間中に、20%相当額(平成21年度末までの暫定措置。本則では10%相当額)を職場復帰6ヶ月後に支給

② 紹介状況

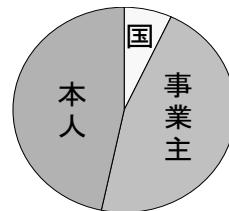
約13万人(平成18年度実績)

(2) 紹介の仕組み(手続)

- 被保険者(事業主を通じた申請可)が公共職業安定所に申請。

(3) 費用負担の概要

① 費用負担割合



【国1/8、保険料(労使折半)7/8】

※ただし、当分の間、国庫負担の額は本来の額の55%(暫定措置)

② 紹介額

約1300億円(平成20年度予算ベース)

※なお、雇用保険による育児休業給付のほか、国家公務員共済組合・地方公務員共済組合による相当する紹介有り。

5 幼稚園（※前回委員よりお求めのあった資料）

(1) 給付の概要

① 内容

満3歳から就学前の児童に対し、教育を行う施設。（1日4時間を標準、開設日数39週以上（春夏冬休み有り）
（※なお、公立幼稚園の47%、私立幼稚園の88%において預かり保育を実施。（平成19年6月1日現在））

② 実施箇所数・利用者数

《実施箇所数》約13,700箇所（公立：私立 = おおむね 4:6）

《就園児童数》約170万人（公立：私立 = おおむね 2:8）（平成19年5月1日現在）

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。（※設置主体（学校法人、地方公共団体等）の判断）

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

特になし

② 施設整備補助

■ 公立幼稚園 「安全・安心な学校づくり交付金」による補助有り。

《国庫補助単価》（例）鉄筋コンクリート造 146,000円／m²

《費用負担》 国1／3以内、設置地方公共団体2／3

■ 私立幼稚園 「私立幼稚園施設整備費補助金」による補助有り。

《国庫補助対象》 学校法人、社会福祉法人（幼保連携型認定こども園の幼稚園部分）

《国庫補助単価》（例）鉄筋コンクリート造 146,000円／m²

《費用負担》 国1／3以内、設置者2／3

(4) 事業開始規制等

① 市町村が設置する場合 ……都道府県の教育委員会の認可

② 学校法人が設置する場合 ……都道府県知事の認可

(5) 利用の仕組み(手続)

- 就園を希望する保護者が、直接、幼稚園に対して入園を申込み。
- 保育料は、幼稚園毎に設定。(所得に応じて就園奨励費を助成)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

① 人員配置(幼稚園設置基準)

1学級35人以下(幼稚園教諭1:幼児35)

② 施設設備(幼稚園設置基準)

運動場、職員室、保育室、遊戯室、保健室、便所、飲料水用設備等

③ その他

「幼稚園教育要領」に基づいて、幼児の発達に応じた教育を提供。

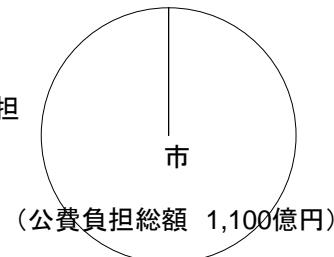
(7) 費用負担(運営費)

① 公費負担割合

公立幼稚園

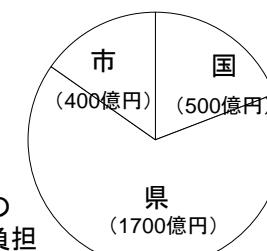
市町村等の設置者による負担

※就園奨励費による公費
負担(国)を含む



私立幼稚園

- ① 私学助成による公費負担
都道府県が設置者に対して行う助成に対して、国が予算の範囲内において補助
- ② 就園奨励費による公費負担
市区町村が保護者に対して行う保育料等の軽減に対し、国が1/3(特別区等1/4)を公費負担



② 費用額

費用額(全体):約7000億円

公費負担総額:約3700億円(H19年度予算ベース) ※残余(約3200億円)は利用者負担

※端数処理(四捨五入)のため必ずしも合計が一致していない

(8) その他

- 平成18年10月より、幼稚園、保育所等のうち、①教育及び保育を一体的に提供し、②地域における子育て支援を実施する施設を都道府県が認定する「認定こども園」制度が開始。
- 認定こども園に対する財政措置は、保育所及び幼稚園に係る補助制度を組み合わせ。